

この書面をよくお読みください

## 特定商取引法に基づく概要書面

2020年7月31日

### 第1 事業者の氏名、住所、電話番号、代表者の氏名

- ・イングリッシュ・ビレッジ  
(株式会社イブ・コミュニケーションズ)
- ・〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町4-18
- ・電話 03-6455-0358
- ・代表者 代表取締役社長 近藤直樹

### 第2 役務の内容

- 1 役務の種類 ; 学生・社会人等 (ただし、小学5年生以上に限る。また、未成年者については親権者の承諾があることを入会及び受講の条件とする) を対象とする英会話レッスン、習得環境の提供
- 2 役務提供の形態又は方法 ; 個別レッスン
- 3 役務を提供する時間数などの合計 ; 受講態様及び受講料の支払方法等に応じて異なる (詳細については第4に記載のとおり。)

### 第3 購入する必要がある商品

ありません。

### 第4 役務の対価 (権利の販売価格) その他支払わなければならない金銭の概算額

- 1 入会金、更新料
  - (1) 入会金 (初年度) ; 31,000 円 (税別)
  - (2) 更新料 (継続年度) ; 更新ごとに 20,000 円 (税別)
- 2 受講料 ; レッスン 40 分あたりの受講料はコースに応じて次のとおりです。
  - (1) お試しコース ; 7,500 円 (税別)
  - (2) マンスリーチャージコース
    - ・単校プライベート 320 分 ; 2,100 円 (税別)
    - ・単校プライベート 160 分 ; 2,300 円 (税別)
    - ・どこでもプライベート 320 分 ; 2,600 円 (税別)
    - ・どこでもプライベート 160 分 ; 2,800 円 (税別)
  - (3) フリーチケットコース
    - ・単校プライベート 400 分 ; 2,500 円 (税別)

- ・どこでもプライベート 400分 ; 3,000円 (税別)
- (4) マンスリーフィックスコース
  - ・フィックス 320分 ; 4,000円 (税別)
  - ・フィックス 160分 ; 4,000円 (税別)

※お試しコースは40分×2回分の受講料となります。

※マンスリーチャージコースについては、毎月26日の受講料引落分毎に翌月16日以降から受講が可能となります。

※フリーチケットコースについては400分毎の申込みとなります。

※マンツーマンでの受講形態を予定していますが、ペアツーマンでの受講の場合、いずれのコースも受講料がお一人当たり半額となります。

## 第5 入会金、更新料及び受講料の支払時期・方法

### 1 入会金、更新料

#### (1) 入会金 (初年度)

入会時にお支払いいただきます。

入会金は入会日から1年後となる日が属する月の翌月5日まで有効です。

#### (2) 更新料 (継続年度)

マンスリーチャージコース及びマンスリーフィックスコースについては契約期間満了日が属する月の前々月(2か月前)の26日払い(銀行引落し)となります。

フリーチケットコースについては契約期間満了日までにお支払いください。

更新料は更新時から12か月間有効です。

なお、初年度については入会金のご負担をいただくことから更新料は不要です。

### 2 受講料

マンスリーチャージコース及びマンスリーフィックスコースについては登録後毎月26日払い(銀行引落し)となります。

フリーチケットコースについては受講開始日当日までにお支払いをお済ませください。

なお、受講料のお支払い(マンスリーチャージコース及びマンスリーフィックスコースについては事前チャージを指します。)がない場合は予約ができません。事前に予約ご希望分に応じた受講料のお支払いが必要となります。

### 3 入会金、更新料、受講料の支払方法については次のとおりです。

- (1) マンスリーチャージコース及びマンスリーフィックスコースについては、入会金は現金払いのみとなり、受講料及び更新料は銀行引落しのみとなります。ただし、入会当初の受講料については受講開始日のご希望に応じて振込払いまたは現金払いが可能です。

受講料の銀行引落しが残高不足その他の理由によって2回続けてできなかった場合または申込み後累計3回できなかった場合には、以後マンスリーチャージコース及びマンスリーフィックスコースの受講はできなくなり、フリーチケットコースへ自動

的にコース変更となります。この場合は所定の事務手数料のご負担が必要になり、チャージ済みの受講料があるときは、その全部または一部を事務手数料に充当します。チャージ済みの受講料が事務手数料に不足するときは、その不足分を現金にてお支払いいただくこととなります。なお、事務手数料に充当後もチャージ済みの受講料があるときは、入会金または直近の更新料の有効期間内である限り、フリーチケットコースでの受講料によるレッスンを受講していただくことは可能です。

また、マンスリーチャージコース及びマンスリーフィックスコースの受講ができなくなった場合、再度マンスリーチャージコースでの受講を希望される方については、新たにお申込みのうえ、そのコース（単校プライベート・どこでもプライベート、320分・160分、フィックス320分・フィックス160分）に応じた受講料をチャージしていただく必要があります。この場合には入会金または直近の更新料の有効期間内である限り、新たな入会金は不要です。この場合、新たな申込みから6カ月未満の再度のコース変更については所定の事務手数料のご負担が必要になります。

(2) フリーチケットコースについては現金払のみの取扱いとなります。

(3) クレジットカード等の取扱いはありません。

## 第6 役務の提供期間

入会日から1年後となる日が属する月の翌月5日まで（ただし、お試しコースについては2ヶ月間）。更新後は更新時から12か月間。

## 第7 クーリング・オフに関する事項

- 1 契約書面を受領した日から起算して8日を経過するまでの間は、書面により契約の解除（クーリング・オフ）をすることができます。この契約の解除は、申込者・契約者が当該契約を解除する旨を記載した書面を発信した時に、その効力を生じます。
- 2 申込者・契約者は、当スクールが特定商取引法（以下では「法」といいます。）第44条第1項の規定に違反して法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は当スクールが法第44条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、当スクールが交付した法第48条第1項の書面を申込者・契約者が受領した日から起算して8日を経過するまでは、申込者・契約者は書面によって契約を解除することができます。
- 3 契約の解除があった場合、当スクールが関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、申込者・契約者はその関連商品販売契約についても解除することができます。この契約の解除は、申込者・契約者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時に、その効力を生じます。
- 4 契約の解除については、手数料は不要とし、申込者・契約者が損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。

既に引き渡された関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。

既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。返還は第3項の書面を受領した後になります。なお、返還を送金の方法で行う場合の手数料についてはご負担いただきます。

## 第8 中途解約に関する事項

- 1 クーリング・オフ期間経過後においては、将来に向かって、特定継続的役務提供等契約を解除（中途解約）することができます。
- 2 前受金を受領している場合は全額返還するものとします。ただし、次の①または②の場合に応じ、以下に定める額を超えない範囲で解約料を請求します。
  - ①契約の解除が役務提供開始前である場合  
初期費用及び管理費用（プログラム作成及び個別ファイル作成・管理費用1万5000円）
  - ②契約の解除が役務提供開始後である場合（アとイの合計額）
    - ア 提供された特定継続的役務の対価に相当する額  
受講料の総額÷受講可能総回数×受講済回数  
＋初期費用及び管理費用（プログラム作成及び個別ファイル作成・管理費用1万5000円）
    - イ 当該特定継続的役務提供契約の解除によって通常生ずる損害の額として政令で定める以下の額  
契約残高の20%または5万円のいずれか低い額
- 3 契約が解除された場合、当スクールが関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、申込者・契約者はその関連商品販売契約についても解除することができます。ただし、次の①または②の場合に応じ、以下に定める額を超えない範囲において解約料を請求します。
  - ①当該関連商品が返還された場合  
当該関連商品の通常の使用料に相当する額（当該関連商品の販売価格に相当する額から当該関連商品の返還された時における価格を控除した額が通常の使用料に相当する額を超える場合はその額）
  - ②当該関連商品が返還されない場合は、当該関連商品の販売価格に相当する額。
- 4 当スクールの事情変更等に基づく中途解約にあたっては、解約手数料等を徴収しないものとします。
- 5 返還金がある場合は、申込者・契約者の指定する方法で速やかに返還するものとします。なお、返還を送金の方法で行う場合の手数料についてはご負担いただきます。
- 6 入会金及び更新料の返金はいたしません。

## 第9 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項

当スクールでは割賦販売は取り扱っていません。

**第 10 前受金の保全に関する事項**

当スクールでは前受金の保全措置はとっていません。

**第 11 特約**

特約はありません。

以上